

仕 様 書

1 業務名称

令和5年度 大阪市住吉区における地域コミュニティ支援事業業務委託

2 目的

大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の考え方の下、地域課題を共有しながら活動できるおおむね小学校区の範囲を基本とする校区等地域を単位として、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら、地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を発揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営の仕組みづくりに取り組んできました。

令和2年4月策定の「市政改革プラン 3.0」においては、「ニア・イズ・ベター」のより一層の徹底と地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため、地域活動協議会への効果的な支援をおこなうことが示されています。さらに、令和4年3月策定の「市政改革プラン 3.1」において、コロナ禍における地域活動への支援や、アフターコロナを見据えたオンラインの活用など、活動の多様化に応じて地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行うこととされています。

当区においては、平成24年度末までに、区内全12地域で「地域活動協議会」が形成され、中間支援組織による地域活動協議会の自律的運営に向けた支援によって、一定の組織運営ができる体制が構築されました。しかしながら、10年が経過し、12地域の強み弱みが顕著になってきており、今後は12地域一律の支援ではなく、会計事務はもとより、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められるように、地域毎の分析をしっかりと行い、具体的な支援計画を策定し、目標達成意識をもって積極的に支援を行う必要があります。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場やノウハウを活かし、地域活動協議会の人材育成や資金確保を支援し、活動情報を幅広く発信するとともに、多様な活動主体との連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要です。

本業務委託は、この中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営を図るべく積極的支援等を行うことにより、コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会の実現をめざすことを目的とします。

3 発注者

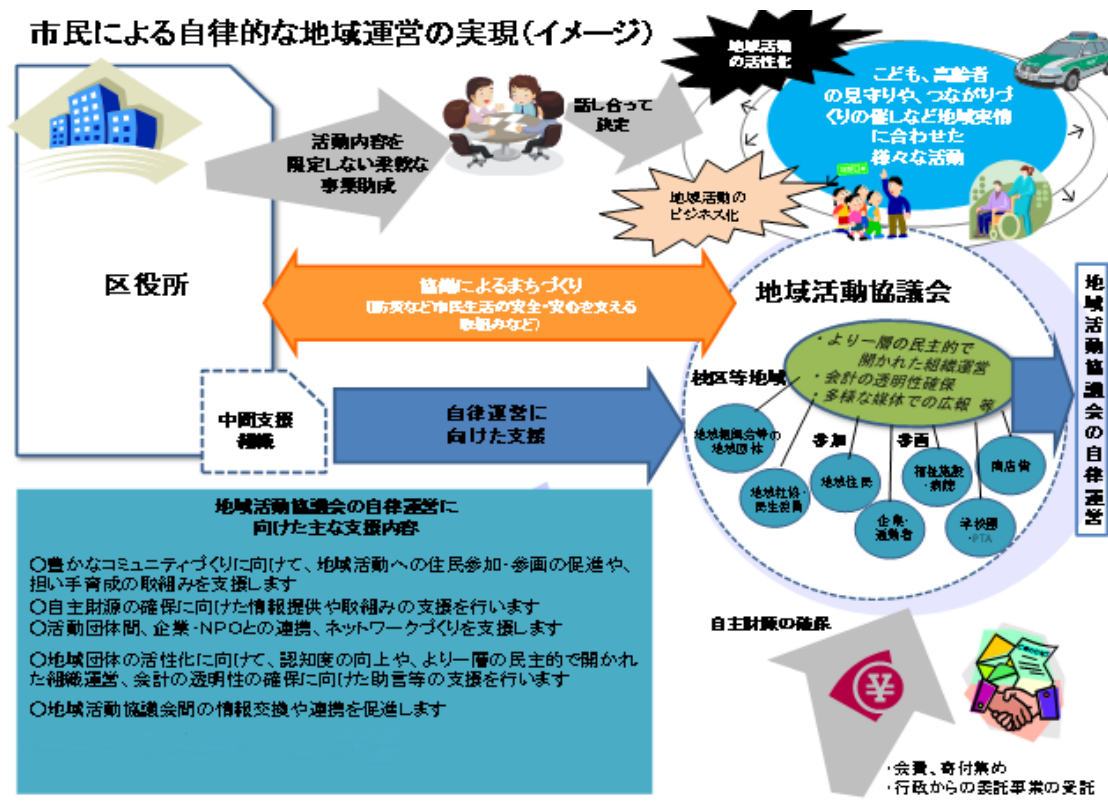
大阪市住吉区役所（以下、「区役所」という。）

4 業務概要

大阪市住吉区における地域コミュニティ支援業務

地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援業務

(参考)



上記目的を達成するため、住吉区内に事務所を設置（以下、「住吉区まちづくりセンター」という。）したうえで、「アドバイザー」及び2名程度の「地域まちづくり支援員」を配置すること。「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」は地域実情に応じて、地域等に出向き、「6 業務内容」に記載の業務を行う。

(1) 住吉区まちづくりセンターの設置運営

ア 令和5年4月1日から「住吉区まちづくりセンター」を設置する。

イ 開設場所については、住吉区内または区役所が指定する住吉区役所庁舎内スペースの使用も可能である。

なお、住吉区役所庁舎内スペースを使用する場合には、光熱水費については使用面積に応じて受注者が負担すること。（中古の事務机と事務椅子等は、区役所で無償提供が可能な場合がある。）

【参考：令和3年度光熱水費使用実績 29,324円】

ウ 「住吉区まちづくりセンター」の開所日は週5日とし（ただし土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）、開所時間は午前9時から午後5時30分とする。

- エ 開所時間内は、「住吉区まちづくりセンター」を不在にする際も、区役所と連絡が可能かつ、地域団体等からの相談や問い合わせに応じられるよう体制を整えること。
- オ 開所日・開設時間外（夜間や土曜日・日曜日・祝日など）に地域活動協議会の会議や行事が開催される場合、地域のニーズに応じて地域等に出向き、支援を行うこと。
- カ 受注者は、地域まちづくり支援員等に対し、必要な研修を行うこと。
- キ 「住吉区まちづくりセンター」の業務を積極的に地域団体等へ発信し、広報に努めること。

（２）住吉区まちづくりセンターにおける組織体制

ア 業務体制の確立

受注者は、次のとおり、「住吉区まちづくりセンター」における業務責任者（アドバイザーの兼務可）、アドバイザー及び地域まちづくり支援員をもって業務体制を組織する。なお、必要に応じて「補助員（アルバイト）」を配置することができる。

また、受注者は、その内容を本契約締結時に、区役所に届け出なければならない。なお、地域まちづくり支援員等の採用や配置等に関して、事前に区役所と十分協議すること。

・業務責任者（アドバイザーとの兼務可）

開庁時間内は常に連絡がとれ、かつ、区役所からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者を「住吉区まちづくりセンター」に配置すること。

また、「住吉区まちづくりセンター」において、業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、地域まちづくり支援員を指揮監督する者とする。

・アドバイザー（業務責任者との兼務可）

区役所からの業務上の依頼に対して、「地域まちづくり支援員」へ指示・助言等を行える者を「住吉区まちづくりセンター」に配置すること。

また、アドバイザーは必要に応じ、区役所や地域団体等の相談に応じること。

・地域まちづくり支援員

- ・業務責任者の指揮監督に従い、下記 6 の業務に従事する者。
- ・地域活動の実績を有し、地域事情に精通するとともに、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有しているものを従事させ、地域の自律的運営が円滑に進むよう支援すること。

・補助員

- ・「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」が地域への支援活動を充分に行えるよう、「住吉区まちづくりセンター」において資料作成、電話・窓口対応等を補助する。

イ サービス規律等

(ア) 受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

(イ) 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(ウ) 受注者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。

(エ) 受注者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を提出すること（平成 18 年 4 月 6 日付け市民第 19 号「平成 18 年度 本市並びに本市監理団体が恒常的に業務委託する業者について」に基づく。）。

6 業務内容

(1) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

各地域活動協議会において、別紙 1－1「地域活動協議会のめざす姿」の状態の実現に向け、別紙 1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」が行われるよう、次頁Ⅰ～Ⅲに挙げる支援を行うこと。

ただし、地域においては様々な課題や資源等地域の実情があり、自律状況も異なることから、全地域一律の支援とせず、各地域活動協議会の自律に向けて必要な支援を行うものとする。業務の実施にあたっては、別紙 1－3「取組状態・自律度の状況把握シート」及び別紙 1－4「各地域活動協議会の現状について」を参照のうえ、効率的に実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響については改善に向かっている。今後は引き続き、感染拡大防止対策と地域活動の両立ができるようにアフターコロナを見据えたオンラインの活用などの支援を積極的に行うこと。

Ⅰ 地域課題への取組

① 自主財源の確保に向けた情報提供や申請等手続きの助言・支援

(ア) 各種民間助成金や行政の委託事業に関する情報提供・申請等の手続きを支援すること。

(イ) 自主財源の獲得にかかる税務手続きの指導・助言を行うこと。

Ⅱ つながりの拡充

① 若い世代など幅広い市民参画の促進に向けた助言・支援

(ア) 若い世代やマンション住民など、これまで地域活動に関わりの薄かった人たちが、「参加したい」「やってみたい」と思う事業の企画への助言、支援を行うこと。

(イ) 担い手拡大に向けた広報や、参加住民に対する具体的な働きかけなど、新たな人材の発掘・育成への助言・支援を行うこと。

② 地域活動協議会の構成団体の連携促進および担い手育成に向けた支援

(ア) 各地域活動協議会の構成団体同士の連携を促し、それぞれの活動を活性化させ、また担い手の確保・育成を図るよう支援を行うこと。

③ 地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働に向けた支援

(ア) 他地域活動協議会や、地域活動協議会の構成団体以外の企業、NPO との連携を促し、活動を活性化させる支援を行うこと。

Ⅲ 組織運営

① 適正な組織運営に向けた支援

(ア) 事業実施支援

事業計画の策定、事業実施報告の作成及び広報に係る指導及び助言等の支援

(イ) 会議の開催支援

各種会議の開催や進行、議事録作成に係る指導及び助言等の支援

(ウ) その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

ただし、団体としての固有事務は除く。

② 会計事務にかかる支援

(ア) 地域活動協議会補助金の申請・精算、その他自主財源等も含めた地域活動協議会全体の予算・決算及び財産管理に係る指導及び助言等の支援

(イ) 会計監査の適切な実施にかかる助言

③ 地域活動協議会の広報機能の強化に向けた支援

(ア) 幅広い世代の人たちが、地域活動協議会の活動に理解を示し、参画できるよう、掲示板の活用はもとより、地域広報紙の発行や、ICT を活用した広報など、地域の情報発信に係る支援及び助言を行うこと。

(イ) 地域活動協議会等からの ICT を活用した広報について、高齢者をはじめとした幅広い世代の人たちが正確に情報を受け取ることができるよう、企業やボランティアなどの地域資源を活用し、誰でも相談しやすい場を創出するために、地域活動協議会との調整や各地域で開催するスマホ教室等の定期的な実施を積極的に支援すること。

(2) その他

ア 相談や受付体制の構築

住吉区まちづくりセンターの開所時間に、地域団体からの相談に対応するほか、開所時間に相談できない者にできるかぎり対応するため、開所時間外のWEBやメールなどによる相談や受付の体制を構築するなど、利用者ニーズに沿った支援体制を確保すること。

イ 区内の地域活動協議会の情報交換や連携の促進

区内の地域活動協議会の情報交換や連携の促進の場として、「地域活動協議会

会長会」を区役所とともに定期的を開催すること。

ウ 連絡調整会議について

各区役所と各区役所の受託事業者が集まる連絡調整会議に参加し、情報交換等を行うこと。なお、区役所から受注者に対し、地域活動協議会等に対する支援の状況を照会する場合があるが、これに協力すること。

エ 区役所との情報共有

月に2回、区役所において開催するミーティングに参加し、地域の状況や支援の進捗状況、支援方針等について区役所担当職員と情報共有を図ること。

オ 業務計画書の作成

受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、区役所に提出しなければならない。

カ 支援計画書の作成

仕様書内の別紙1-3「取組状態・自律度の状況把握シート」及び別紙1-4「各地域活動協議会の現状について」を参考にし、地域毎の分析を行ったうえで、12地域の支援計画（別紙2）を作成し、契約後10日以内に区役所に提出すること。

キ 業務報告書の提出等

（ア）月次の報告

受注者は、翌月5日までに、業務の実施状況を記載した実施報告書（月次）（様式：別紙3）を作成し、区役所に提出すること。

（イ）その他本市が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

7 本業務における具体的な成果目標

- （1）全地域活動協議会について、仕様書内の別紙1-2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」における、自律的に実施すべき基本的な事項の項目について、別紙1-3「取組状態・自律度の状況把握シート」において、現行より（○※）を5つ以上増加させる。

※は、15頁「指標の考え方」における1.取組状態の考え方の状態を指す。

全地域活動協議会の自律的に実施すべき基本的な事項の取組状態の数	現行○の状態	目標
228	211	216

令和4年8月末時点

- （2）本市が実施する地域活動協議会構成団体を対象としたアンケート調査

項目	目標値
地域活動協議会の構成団体が、地域活動協議会に対し地域の実情やニーズに即した支援が実施されていると思う割合（参考：令和3年度結果 84.8%）	93%以上
地域活動協議会の構成団体が、地活協の意義や役割を理解し、自らの地域の特性や課題に応じた活動を進めることができていると思っている割合（参考：令和3年度結果 88.5%）	90%以上

※割合を算出するにあたり、無回答数は回答数から除く。

(3) 本市が実施する無作為に抽出した住民を対象としたアンケート調査

項 目	目標値
地域活動協議会を知っている区民の割合 (参考：令和3年度結果 50.1%)	55%以上

※割合を算出するにあたり、無回答数は回答数から除く。

8 事業評価等について

委託期間中に事業評価及び検証を実施する予定であるので、本市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は、区役所と受注者が改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

9 委託期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

10 業務委託料の支払い方法

業務委託料の支払い方法について、本契約書第38条及び第39条に定めるもののほか、概算払に関する特約条項による支払いも可能とする。

11 事業報告について

業務完了報告書類には、業務の詳細な内容を明記し、令和6年3月31日までに作成し、区役所に提出すること。

12 再委託について

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

13 事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の「令和4年度 大阪市住吉区における地域コミュニティ支援事業」の受注者からの事務引継ぎを受けること。また、令和6年度の受託事業者に対し事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜発注者が立ち会うものとする。

14 その他

- (1) 区の概要及び諸統計については、本市HP「令和4年度版区政概要」や「統計情報」を適宜参照すること。
- (2) 本業務委託については、地域実情に合わせ、発注者の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。
- (3) 本業務委託については、地域における他の中間支援組織の取組と連携を図りながら実施すること。
- (4) 受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。
- (5) 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めること。
- (6) 各事業の実施にあたっては、アンケートの実施などにより、事業効果の分析を行うこと。
- (7) 本市の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。
- (8) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (10) 契約締結までの間に、発注者及び受注者により、本業務委託実施にあたり、仕

様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。

(11) 支援にあたっては、本市事業を積極的に活用すること（経費は原則として本市負担）。

活用できる本市事業(一例)

- ・ 市民活動総合支援事業（市民局委託事業）
- ・ 地域公共人材バンク事業（市民局事業）
- ・ その他各種本市職員による出前講座 等

(12) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、大阪市に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。

[特記事項]

1 地域活動協議会の事務局機能について

地域活動協議会から依頼があった場合は、必要に応じて、本契約と別途に、地域活動協議会と適宜契約を締結するなどし、地域活動協議会の会計事務等の事務局機能を担うことができる。受注者が、地域活動協議会の事務局事務を実施する場合は、区役所に届け出ること。

なお、事務局事務については、基本的に地域活動協議会の拠点において実施するものとするが、本契約における業務の遂行に支障をきたさない範囲で、住吉区まちづくりセンターにおいて、これを実施することを妨げない。

2 区単位で活動している地域団体に係る支援について

区役所から依頼があった場合は、本契約とは別途に、区役所と中間支援組織が委託契約を締結し、区単位で活動している地域団体に対し、自主活動の促進や地域活動協議会との連携の円滑化等について適宜支援を行うこと。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

(別紙 1-1) 地域活動協議会のめざす姿

地域活動協議会のめざす姿			めざす姿	地域活動協議会の取組
地域課題を共有しながら、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体が多様な地域課題に取り組む自律的な地域運営が行われている	地域課題への取組		地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	・地域課題やニーズの把握 ・地域の将来像の共有 ・地域課題やニーズに対応するための活動の実施 ・地域活動の進捗に応じて、法人格の取得に向けた検討及び取組
	つながりの拡充		イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している 地活協を構成する活動主体同士や、地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている	・地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるように取組に工夫を行い実施 ・取組をさまざまな媒体を活用して周知 ・地活協がさまざまな活動主体との交流の場に参加し、情報共有 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報を発信 ・地域公共人材バンクを積極的に活用している
	組織運営		民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	・地活協の仕組みにさまざまな活動主体が幅広く参画できる民主的で開かれた組織運営 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報を発信(再掲) ・事業計画・事業報告 ・予算・決算 ・会計監査、役員の業務監査 ・役員名簿 ・議事録等の公表、閲覧

(別紙１－２) 自律的運営に向けた地域活動協議会の取組 (イメージ)

めざす状態		めざす状態に向けた課題・取組	自律的に実施すべき基本的な事項	自律的な実施をめざす発展的な事項
Ⅰ 地域課題への取組		地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	①地域課題やニーズの把握ができています。 ②地域の将来像の共有ができています。 ③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。 ④話し合いにより補助金が適切に活用されている。 ⑤地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が有効に活用され、地域課題の解決が図られている。	⑥地域資源(ヒト、モノ、カネ、情報)が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている。
		法人格の取得	※	
Ⅱ つながりの拡充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。
		地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働(担い手の拡大含む) 【地域活動協議会内部】	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。 ②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。 ③新たな活動主体(担い手)の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法(ノウハウ)が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。(世代間継承等)
	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働 【外部との連携・協働】	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場(意見交換や話し合いなど)に参加し、情報共有している。 ②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができる。	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができる。
		地域公共人材の活用	※	
Ⅲ 組織運営	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関(総会・運営委員会等)の適正な運営	①議決機関(総会・運営委員会等)における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。 ②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。 ③監事による監査が実施されている。	④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。(世代間継承等) ⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		会計事務の適正な執行	①会計ルール等が作成、共有されている。(会計担当者を置く、支出手続を定める、等) ②会計に関する帳簿類(帳簿、財産台帳等)が作成され、整備されている。 ③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		多様な媒体による広報活動	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。 ②活動内容(案内や実施報告等)を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容(案内や実施報告等)の情報発信を行っている。 ④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができています(広報経路(ルート)が広がっている)。

※ 「法人格の取得」及び「地域公共人材の活用」については、取組(イメージ)から除外するが、地域の状況やニーズに応じて取り組む事項として、今後も実施していく。

(別紙 1-3) 取組状態・自律度の状況把握シート

めざす状態	めざす状態に 向けた 課題・取組	具体的取組	墨江地域活動協議会				清水丘地域活動協議会				おのの地活動協議会				地活協東杵浜				住吉連合地域活動協議会				長居地域活動協議会			
			R3 期末	R4 中間	前年度 比較	取組 状態	R3 期末	R4 中間	前年度 比較	取組 状態	R3 期末	R4 中間	前年度 比較	取組 状態	R3 期末	R4 中間	前年度 比較	取組 状態	R3 期末	R4 中間	前年度 比較	取組 状態	R3 期末	R4 中間	前年度 比較	取組 状態
			取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度	取組 状態	自律 度
Ⅰ 地域 課題 への 取組	地域課題やニーズを把握し、こ れに対応するために安定継続 的に活動が行われている	①地域課題やニーズの把握ができている	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		②地域の将来像の共有ができている	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための 活動を実施できている。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		④話し合いにより補助金が適切に活用されている	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
Ⅱ つなが り の 拡 充	これまで地域活動に 関わりの薄かった住民 の参加の促進	⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の 解決が図られている	○	A	○	A	○	B	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定 的に地域課題の解決が図られている	○	A	○	A	○	B	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑦地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを感じてい るよう工夫した取組を実施している。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑧イベント等の参加頻度に対して、地域活動への参加につなげる取組を 行っている。	○	A	○	A	○	B	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
Ⅲ 組織 運営	民主的に開かれた組織運営と 会計の透明性が確保されてい る	⑨さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障され ている。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑩さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・ 協働が行われている。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑪新たな活動主体（若い世代）の参画に向け、意見交換や話し合いな どの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	○	A	○	A	○	B	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑫地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実 施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議 会内に蓄積されている。（世代間継承等）	○	A	○	A	○	B	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
	民主的に開かれた組織運営と 会計の透明性が確保されてい る	⑬地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流 の場（意見交換や話し合いなど）に参画し、情報共有している。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑭地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネット ワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができている。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑮議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に 行われ、組織や事業の運営が民主的に進められている。	○	A	○	A	○	B	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑯議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるように なっている。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
	民主的に開かれた組織運営と 会計の透明性が確保されてい る	⑰総務による監督が実施されている。	○	B	○	B	○	B	○	B	○	B	○	B	○	B	○	B	○	B	○	B	○	B	○	B
		⑱議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知 している。	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—
		⑲議決機関の構成団体の文書等により、地域活動協議会内で運営の 方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等）	○	A	○	A	○	C	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑳議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報紙等 を活用して閲覧できるようにしている。	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—
	民主的に開かれた組織運営と 会計の透明性が確保されてい る	①活計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出 手帳を定める、等）	○	A	○	A	○	A	○	B	○	A	○	A	○	B	○	A	○	A	○	B	○	A	○	B
		②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備され ている。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	B	○	A	○	B	○	A	○	B	○	A
		③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点 において閲覧できるようにしている。	○	A	○	A	○	B	○	A	○	B	○	A	○	B	○	A	○	B	○	A	○	B	○	A
		④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲 示板などに掲載し、周知している。	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—
	民主的に開かれた組織運営と 会計の透明性が確保されてい る	⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が 運営する電子広報紙等を活用して閲覧できるようにしている。	○	A	○	A	x	—	x	—	C	○	A	○	C	○	A	○	C	○	A	○	C	○	A	
		⑥著作権や個人・情報保護、管理等について理解している広報担当 者を置いている。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑦活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示版など に掲載し、周知している。	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A	○	A
		⑧地域活動協議会が運営する電子広報紙等を活用して、活動内容 （案内や実施報告等）の掲載がされている。（広報経路（メール）が定ま っている）。	○	A	○	A	○	A	x	—	x	—	A	○	C	○	A	○	C	○	A	○	C	○	A	○
総合点・前年度比較計			91.6	91.6	↑	70.6	71.0	↑	70.7	71.3	↑	82.5	82.5	↑	60.5	60.5	↑	72.3	72.3	↑	78.1	78.1	↑	88.4	88.4	↑
(基本) 総合点・前年度比較計			98.4	98.4	↑	91.0	91.4	↑	84.8	85.7	↑	96.8	96.8	↑	78.1	78.1	↑	88.4	88.4	↑	78.1	78.1	↑	88.4	88.4	↑

[illegible]

指標の考え方

1. 取組状態の考え方

指標	点数	状態（まちセンの支援の有無は関係ありません）
○	5	取組イメージの具体的取組が実施できている。
△	3	取組イメージの具体的取組に着手している。
×	0	取組イメージの具体的取組に着手していない。

※これまでは4段階(◎○△×)で状態把握していましたが、3段階(○△×)に変更します。

2. 自律度の指標の考え方

指標	点数	状態
A	10	まちづくりセンター等の支援が必要ない状態
		【考え方】 地域活動協議会自らが考えて主体的に様々な活動や組織運営を行うことができている状態。 ※ まちづくりセンター等の助言を受けてはならないということではありません。 例)・活動上困ったときなどにスポット的に助言を受ける ・新たな事業を行う場合の相談 など
B	5	まちづくりセンター等の支援がしばしば必要な状態
		【考え方】 主体的に活動を行う意思はあるが、自らの力だけでは難しい場合があるなど、定期・不定期にかかわらず、まちセン等の支援を必要としながら、様々な活動や組織運営を行っている状態。
C	1	まちづくりセンター等の支援が常に必要な状態
		【考え方】 まちセン等の支援がなければ様々な活動や組織運営を行うことができない状態。

※これまで中項目(めざす状態に向けた課題・取組)ごとに自律度を判断していましたが、よりきめ細かく状態把握を行うために、小項目(具体的取組)単位に変更します。
評価指標は従来どおり3段階評価とし、判断基準(状態)は小項目単位への変更に伴い修正しています。

3. 数値化の考え方

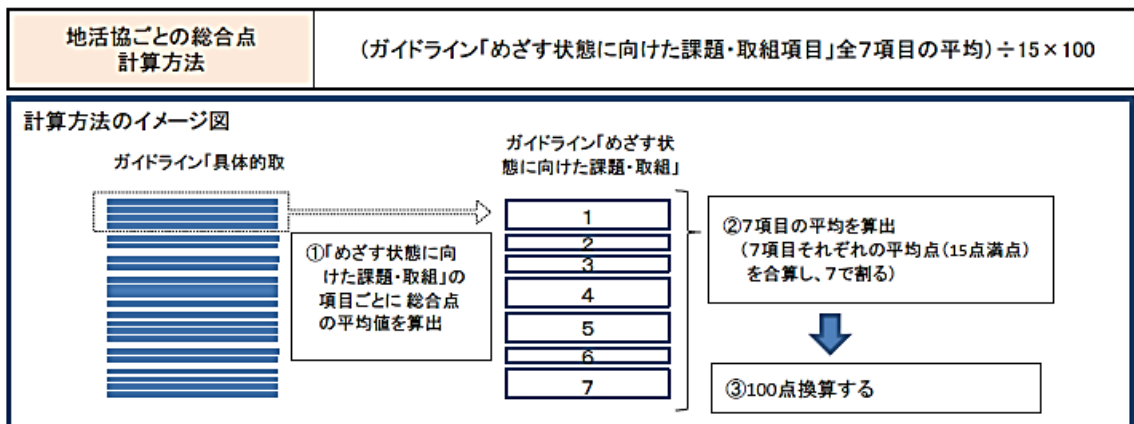
各地活協ごとに「取組状態」と「自立度」をあわせた「総合点」を設定しました。

取組状態・自律度の総合点早見表

取組状態	自律度	総合点	100点換算
○	A	15	100
△	A	13	87
○	B	10	67
△	B	8	53
○	C	6	40
△	C	4	27
×	-	0	0

※取組状態が×の場合、自律度欄は—(ハイフン)としてください。

※状況把握シート「前年度末比較」の矢印は、この総合点に基づき、表示しています。



(別紙 1－4) 各地域活動協議会の現状について

【別紙 1－3 の R 4 中間評価現在】

各地域活動 協議会の 名称	I 地域課題 への取組	II つながりの拡充			III 組織運営			
	コミュニティ ビジネス	担い手 確保	組織内 連携	組織外 連携	組織運営	会計	ホームペー ジなど ICT 活用	地域広報紙
墨江 地域活動 協議会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
清水丘 地域活動 協議会	○	△	◎	◎	○	○	△	×
おりおの 地活協	△	△	◎	○	○	○	○	×
地活協 東粉浜	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
住吉連合 地域活動 協議会	◎	△	◎	△	◎	○	△	○
長居 地域活動 協議会	△	○	◎	○	◎	○	○	◎
依羅 地域活動 協議会	×	△	○	△	◎	○	△	×
南住吉連合 地域活動 協議会	△	◎	◎	◎	◎	◎	○	×
山之内 スマイル 協議会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	×
苅田 地域活動 協議会	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	×
苅田南 地域活動 協議会	◎	○	◎	△	◎	○	○	◎
苅田北 ほほえみ 協議会	◎	○	◎	△	◎	○	△	×

【凡例】

◎：できている

○：概ね順調に取り組んでいる

△：取り組んでいるが、順調に進んでいない

×：取り組んでいない

I 地域課題への取組

①自主財源の確保に向けた情報提供や申請等手続きの助言・支援

支援計画		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	①												
墨江	①												
清水丘	①												
遠里小野	①												
箕輪浜	①												
住吉	①												
豊国	①												
依羅	①												
高住吉	①												
山之内	①												
菊田	①												
菊田南	①												
菊田北	①												

Ⅱ つながりの拡充

- ①若い世代など幅広い市民参加の促進に向けた助成・支援
 ②地域活動協議会の構成団体の連携促進および担い手育成に向けた支援
 ③地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働に向けた支援

	5月計画	4月	3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	5月計画	
①																
②																
③																
④																
⑤																
⑥																
⑦																
⑧																
⑨																
⑩																
⑪																
⑫																
⑬																
⑭																
⑮																
⑯																
⑰																
⑱																
⑲																
⑳																
㉑																
㉒																
㉓																
㉔																
㉕																
㉖																
㉗																
㉘																
㉙																
㉚																
㉛																
㉜																
㉝																
㉞																
㉟																
㊱																
㊲																
㊳																
㊴																
㊵																
㊶																
㊷																
㊸																
㊹																
㊺																
㊻																
㊼																
㊽																
㊾																
㊿																

五、**《中国书画函授大学肇庆分校建校二十周年纪念册》**

- ③地域活動は団体の広報機能の強化に向けた支援

[illegible]

(別紙 3) 住吉区まちづくりセンター業務実施報告書 (月次)

I 地域課題への取組

① 自主財源の確保に向けた情報提供や申請等手続きの助言・支援

R4年度まで達成状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	①												
墨江	①												
唐水丘	①												
通里小野	①												
裏粉浜	①												
住吉	①												
長島	①												
依羅	①												
唐住吉	①												
山之内	①												
阿田	①												
阿田南	①												
阿田北	①												

①若い世代など幅広い市民参加の促進に向けた助成・支援

[illegible]

Ⅲ 組織運営

- ①適正な組織運営に向けた支援
 ②会計事務所にかかる支援
 ③地域若者担い手の広範層の強化に向けた支援

	平成27年度支援状況															
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
食生活																
①																
②																
③																
④																
⑤																
⑥																
⑦																
⑧																
⑨																
⑩																
⑪																
⑫																
⑬																
⑭																
⑮																
⑯																
⑰																
⑱																
⑲																
⑳																
㉑																
㉒																
㉓																
㉔																
㉕																
㉖																
㉗																
㉘																
㉙																
㉚																
㉛																
㉜																
㉝																
㉞																
㉟																
㊱																
㊲																
㊳																
㊴																
㊵																
㊶																
㊷																
㊸																
㊹																
㊺																
㊻																
㊼																
㊽																
㊾																
㊿																